

議案第 3 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び市川市印鑑条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び市川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び市川市印鑑条例の一部を改正する条例

(市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 16 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「自動交付機」を「市の施設又は民間事業者の店舗で市長が別に定めるものに設置される行政サービス端末」に改め、「(市の施設又は民間事業者の店舗で市長が別に定めるものに設置される当該機器(自動交付機を除く。)により証明書等を交付するサービスについては、アからエまでに掲げる証明書等を交付するサービスに限る。)」を削り、同号オを削る。

(市川市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 市川市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 4 項中「自動交付機」を「行政サービス端末」に改め、同条第

5 項中「（自動交付機を除く。）」を削り、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 33 条第 1 項」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

理 由

住民基本台帳カードの交付が終了したことを踏まえ、住民基本台帳カードを利用して自動交付機により証明書等を交付するサービスを廃止するほか、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。